

協議第 5 2 号

平成 1 5 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（納税関係その 2）について

各種事務事業の取扱い（納税関係その 2）について別冊のとおり提出する。

平成 1 5 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

# 協議第52号

## 協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて  
納税関係（その2）

津地区合併協議会

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	財務部会
関係項目	納税関係	分科会	収税分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
9 前納報奨金(市町村・県民税、固定資産税・都市計画税)	納期前納付税額(7万円を限度とする)に交付率(0.3/100)、納期前に係る月数(1月未満の端数は切り捨て)を乗じて得た額の報奨金(100円未満切り捨て)を交付。	平成13年度から廃止	納期前納付税額(15万円を限度とする)に交付率(0.7/100)、納期前に係る月数(1月未満の端数は切り捨て)を乗じて得た額の報奨金(100円未満切り捨て)を交付。	納期前納付税額に交付率(0.7/100)、納期前に係る月数(1月未満の端数は切り捨て)を乗じて得た額の報奨金(100円未満切り捨て)を交付。	納期前納付税額(納期毎に13万円を限度とする)に交付率(1/100)、納期前に係る月数を乗じて得た額の報奨金(100円未満切り捨て)を交付。	納期前納付税額(期別毎に15万円を限度とする)に交付率(0.7/100)、納期前に係る月数(納付の日の属する月は除く)を乗じて得た額の報奨金を交付。10円未満は交付しない。10円以上は円まで交付(切り捨て規定なし)。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	9. 廃止の方向で調整する。
-------	----------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>納期前納付税額(1の納期に係る税額は50万円)の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額の報奨金を交付する。</p>	<p>納期前納付税額に交付率(1/100)、納期前に係る月数(1月未満の端数は14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額の報奨金を交付。</p>	<p>納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数は、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額(20万円を超える場合は20万円を限度)を交付。</p>	<p>納期前納付税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額の報償金交付する。但し、その額が10円未満である場合、及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。</p>	<p>前納報奨金制度について、合併と同時に廃止する。</p>